

	ANA	LTC																					
社員優待搭乗 (国内線)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">搭乗資格者</th> <th colspan="2">点数</th> </tr> <tr> <th>勤続3年未満</th> <th>勤続3年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">EF00 予約不可</td> <td>本人</td> <td>100点</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>配偶者、1親等親族、本人の兄弟姉妹、祖父母、孫</td> <td>40</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>EF75 予約可</td> <td>本人、配偶者、1親等親族</td> <td>8</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>EF50 予約可</td> <td>本人、配偶者、1、2親等親族</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>*EF75 (75%引き) : 繁忙期は予約不可                  *EF00(無償)は空席待ち種別 C とする。但し、合計点数の内、20 点は空席待ち種別 B として使用可                  *大人1人片道1区間の所要点数は2点                  小人1人 // は1点                  *点数の有効期間は毎年4月1日より2年間                  *EF制度の他に、ID50・IDZED制度あり</p> <p>*〈特別優待〉                  (1) 新婚旅行                  (2) 本人の配偶者、2親等までの親族、または会社が認めた扶養家族の危篤、死亡等による看護又は忌引                  (3) 単身赴任する場合、往復無償特別優待(別居航空券)を月4回(自社便が利用できない場合は月2往復分の帰宅旅費)                  (4) 単身生活せざるを得ない場合、月2回</p>		搭乗資格者	点数		勤続3年未満	勤続3年以上	EF00 予約不可	本人	100点	100	配偶者、1親等親族、本人の兄弟姉妹、祖父母、孫	40	60	EF75 予約可	本人、配偶者、1親等親族	8	16	EF50 予約可	本人、配偶者、1、2親等親族	40	40	<p>[年間搭乗資格区間数]                  WB :16 区間                  国内 ZED : 20 区間</p> <p>[搭乗者資格]                  本人、配偶者、一親等親族                  *区間数の有効期間は、毎年4月1日より、2年間                  *WB券: 繁忙期は予約不可                  *ANAグループ国内路線優待航空券                  [WB (福利用5割引運賃)、および国内 ZED 運賃]</p> <p>〈特別優待〉                  本人の配偶者、2親等までの親族、または会社が認めた扶養家族の危篤、死亡等による看護又は忌引</p>
	搭乗資格者			点数																			
		勤続3年未満	勤続3年以上																				
EF00 予約不可	本人	100点	100																				
	配偶者、1親等親族、本人の兄弟姉妹、祖父母、孫	40	60																				
EF75 予約可	本人、配偶者、1親等親族	8	16																				
EF50 予約可	本人、配偶者、1、2親等親族	40	40																				
社員優待搭乗 (国際線)	<p>搭乗資格者: 社員、配偶者、一親等親族                  運賃: ZED 運賃契約制度に定めるエコノミークラスもしくはビジネスクラスの ZL 運賃                  予約: 空席利用 (SUBLO)                  利用回数: 制限なし                  (ZED: Zonal Employee Discount)</p>	<p>ANAグループ国際 ZED 運賃利用                  搭乗資格者: 社員、配偶者、一親等親族                  予約: 空席利用 (SUBLO)                  利用回数: 年2回まで</p>																					
通勤補助費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実費全額支給とし、通勤経路 100Km までを限度</li> <li>・実出退勤回数に応じた実費総額</li> <li>・事業所まで、直線距離で 1.15Km 以内に居住する者については支給なし</li> <li>*自家用自動車通勤制度あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所までの徒歩距離、及び通勤に利用する公共交通機関の総乗車距離が、いずれも 2 Km 以上の者に支給</li> <li>・250,000 円を限度額に、6カ月の定期代を支給</li> <li>*自家用自動車通勤制度あり (月額 46,000 円を限度)</li> </ul>																					
タクシー利用基準	<p>①勤務開始時刻が 04:30~06:00 の場合および勤務終了時刻が 23:00 以降の深夜の場合                  ⇒23,400 円を限度に自宅⇔事業所間のタクシー利用可 (限度額を超える場合は、1) 公共交通機関との併用、2) 相乗り)</p>	<p>出退勤時において、自宅と事業所間の通勤が公共交通機関により完結しない場合にタクシー利用可                  ①完全利用                  公共交通機関の運行がない場合に限り、18,000 円を限度として、自宅⇔事業所間のタクシー利用可</p>																					

	ANA			LTC					
タクシー利用 基準	②勤務開始時刻が06:01~07:00の場合 ⇒表の限度額内で自宅~事業所間のタクシー利用可（限度額を超える場合は、相乗り）			限度額を超える場合は、1) 公共交通機関とタクシーの併用、2) 相乗りとする ②制限利用 公共交通機関の運行がない区間に限り、18,000円を限度にタクシー利用可					
		特定地区以外	特定地区 (関東、関西)						
	割増時間帯以外	14,600円	17,300円						
	割増時間帯	16,800円	19,900円						
	③出退社時刻がタクシー利用時間帯に該当しない場合で、通常の公共交通機関で通えない場合は、通えない区間に対して5,000円を限度にタクシー利用可 ＊タクシー利用をしないホテル宿泊制度あり								
借上社宅・寮 基準	<b>【ANA】</b> 集合社宅・寮に余裕がない場合に住宅に困窮している転勤者および結婚者に対し提供する借上社宅・寮の取り扱いについて定める ＊借上げ家賃が標準家賃以下の場合は表の使用料をもって社宅・寮使用料とする 使用料A：40才未満（40才以上の使用料は2倍）C：結婚を入居事由とする入居者 使用料E：持家取得者が別居事由を認められて単身赴任する場合 ＊標準家賃には敷金（保証金）・礼金は含まない。非返戻金（礼金等）、更新手数料は限度額を設けて会社負担								
	摘要				標準家賃（円）				
同居 家族	標準 延床 面積	標準使用料（円）			東京	大阪	名古屋 福岡	沖縄	成田 札幌等
		A	C	E					
独身	26.4 m <sup>2</sup>	22250	—	7000	89000	80000	74000	72000	69000
単身・ 2人	39.6	26250	48700	10000	105000	94000	80000	78000	75000
3～ 4	52.8	31250	52700	14000	125000	109000	96000	94000	88000
5～6	66.0	32750	55700	17000	131000	120000	107000	105000	99000
	<b>【LTC】</b> 会社業務遂行上、住宅に困窮している社員に対して提供する借上社宅・寮の取り扱いについて定める。								
	摘要			標準家賃					
同居 家族	延床 面積 m <sup>2</sup>	標準使用料		関東地区		伊丹・ 関西エ リア	中部	福岡	沖縄
		A	B	羽田 エリア	成田 エリア				
独身	26.4	18000	10500	85000	60000	65000	60000	65000	70000
単身	39.6	35000	15000 *	102000	75000	66000	66000	73000	77000
2～4	52.8	39000	21000	120000	80000	79000	73000	95000	90000
5～ 6	66.0	41000	25500	126000	85000	86000	79000	110000	94000

	ANA	LTC
借上社宅・寮 基準	<p>【LTC】</p> <p>①厚生用社宅・寮 ・事業所通勤圏内*に、社宅にあつては持ち家がない社員、寮にあつては持ち家または実家がない社員。（*通勤時間が90分以内かつタクシー利用時12,000円を超えない） 入社時点から15年間、入居を認める。 ・結婚（入籍）時も入居を認める。</p> <p>②業務用社宅・寮 ・業務都合による転勤者で、事業所通勤圏内*に、社宅にあつては持ち家がない社員、寮にあつては持ち家または実家がない社員。（*通勤時間が120分以内かつタクシー利用時の限度額を超えない） 異動した時点から10年間の入居を認める。</p> <p>③使用料 A：厚生用社宅・寮 B：業務用社宅・寮 *：会社が認めた単身赴任の場合は、家賃の1割を使用料とする。</p>	
確定拠出年金 （企業年金）	<p>毎月、会社から拠出額（掛け金）が年金口座に振り込まれ、社員各自が運用商品や運用割合を決め、運用を行う。運用結果が定年後の給付額となる。2014年度から、それまでの確定給付年金（退職金の20%分を企業年金として運用）から確定拠出年金制度に変更した。 （これとは別に2003年から確定拠出年金が部分的に導入されていた。）</p> <p>1. 毎月の掛金は①、②の合計額とする。</p> <p>①ポイント比例掛金 （年間勤続ポイント+年間資格ポイント）×15% ×10,000円÷12 *ポイントは退職金規程のポイント</p> <p>②給与比例掛金 （掛金算出基準額－前年度掛金算出基準額）×20%÷12 *掛金算出基準額＝基本給×支給率 *支給率は退職金規程の表ⅣのA率（2004年改訂されたポイント制退職金制度以前の退職金制度の算定に定められていた支給率） （一年間の算出基準額の20%分を一カ月あたりにしたもの）</p> <p>2. 年金加入者は毎月の掛金の全部または一部の額を事業主掛金とすることが出来る。一部を選択した場合は、残り額は前払い退職金として月例賃金と併せて支給される。</p>	
カフェテリア ポイント	一律 53,000 ポイント/年	<p>①基本付与ポイント 13,000P / 年</p> <p>②住宅ポイント 4,000P / 年(社宅・寮未入居者)</p> <p>③勤続ポイント 6～10年目 4,000P / 年 11年目～ 6,000P / 年</p>